

取手市立戸頭小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義 ※取手市みんなでいじめをなくすための条例より

いじめとは、子どもと一定の人的関係にある者が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものをいう。（条例第2条第1項）

なお、いじめの発生場所は、学校の内外を問わない。

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。本校では以下のような、いじめへの基本的な認識のもと、いじめ防止等に取り組むこととする。

- ①いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ②いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものであり、全ての児童生徒に関係する問題である。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、いじめる側といじめられる側が入れ替わることもあり得る。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめの態様は、ひやかしやからかいから犯罪にあたるものまで多種多様である。
- ⑥いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもと、いじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

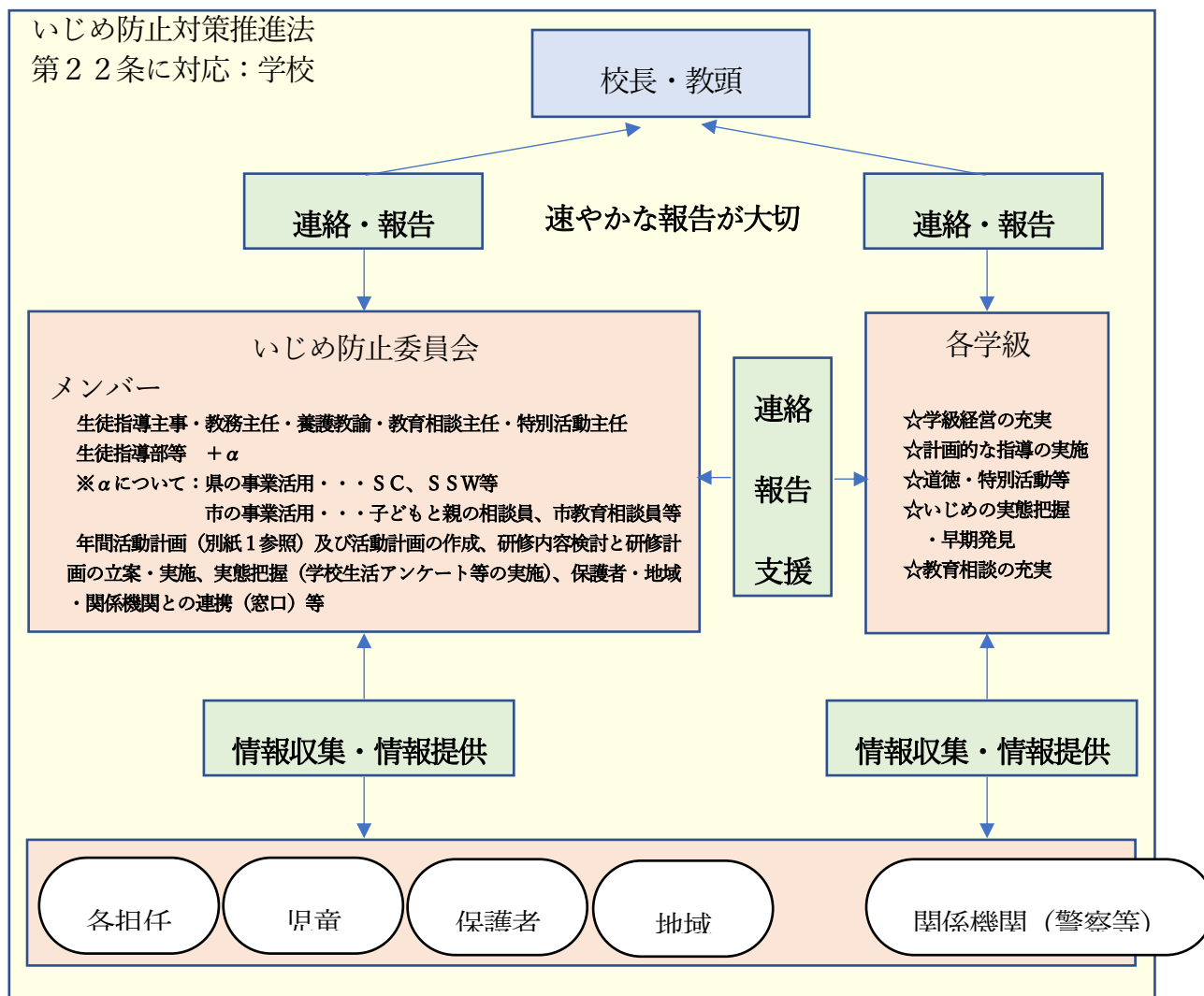
(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

①いじめ問題に取り組むための組織（平常時）

◆未然防止・早期発見のための組織「平常時」



②生徒指導部会の開催（月1回）

生徒指導主事が中心となり、生徒指導上の問題点や学校のきまりの確認、問題行動への対処法などについて話し合い、共通理解のもと、学年・学級経営を行えるようにする。生徒指導部会開催後は、報告書を作成し、学校全体で話し合った内容を認

③教育相談部会の開催（月２回）

教育相談主任が中心となり、各クラスの気になる児童についての現状報告や対処法について、外部講師やスクールカウンセラー、市教育総合支援センター職員などに助言を得ながら学級経営に生かせるようにする。教育相談部会開催後は、「教育相談だより」を作成し、学校全体で話し合った内容を確認できるようにする。

④児童たちのよさを伸ばす教師のかかわり

学校の内外を問わずあらゆる教育活動を通して、児童一人一人の「よさ」を認め、励ますことで自尊感情や自己肯定感を育てる。

⑤学級経営の充実

学習や生活の規律を守らせ、学級が一人一人の児童にとって安心できる場とするとともに、授業や日常の生活のなかで子ども自らが主体的に取り組む活動を通して、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりできる学級にする。また友達のよいところに目を向けて生活できるようにする。

グループワークを意図的・計画的に行い、より良い人間関係づくりをしていく。

⑥授業における生徒指導

すべての児童が授業に主体的に参加し、活躍できるための授業改善に努める。

⑦児童会活動の充実

すべての児童会の専門委員会がしっかりした年間活動計画を作成し、当番活動に責任をもって取り組ませるとともに、児童自らが主体的に考えて行動できるよう教師が意図的に働きかける。また、教師の指導のもと児童自身が集会等を企画・運営することにより、いじめ問題を自分たちの問題として受け止めさせ、自分たちは何ができるか考える機会を設ける。

⑧道徳や体験活動等の充実

道徳的な課題を一人一人が自分自身の問題と捉え、向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」の時間を充実させることにより、児童一人一人が本音で語り合うことにより他者を認め、また他者から認められることにより児童同士の人間関係を円滑にし、さらには体験活動を組織的・計画的に実施することにより、すべての児童が活躍できる場面を準備する。

⑨学校行事の充実

学校行事などを通して、学級内のグループ同士が協力して、ひとつのことを成し遂げたり、かかわっていく中で互いの良さを見つけたりさせながら、思いやりの心と役割意識、責任感をはぐくむとともに、集団の絆づくりを推進する。

⑩相談窓口の設定と定期的なアンケートの実施

相談窓口を周知するとともに、児童に対して定期的なアンケート（学校生活アンケート）や個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況把握に努める。

⑪言語環境の整備

児童が発する言葉には常に注意を払うとともに、教職員自身が児童の心を傷つけ

る乱暴な言葉や不用意な言葉を使うことがないように、自らの人権意識を高め、学校における言語環境を整える。

⑫インターネットを通して行われるいじめに対する対策

児童および保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通して行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるように、啓発活動を行う。また、インターネットに関する情報モラルについて取り上げ学習する。

⑬開発的予防的な生徒指導の取組等→別紙1 参照

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応が前提であり、全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい場所や時間で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることが多い。大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを再認識し、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

①教師と児童の普段の関わり

教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見に努める。休み時間や昼休み、休憩時間の雑談等の機会に、児童の様子に目を配り、「子どもたちがいるところには、教職員がいる。」ことを心がける。

②組織での検討

児童に気になる変化が見られた、遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為があった場合は、ささいな行為として放置せず、速やかに生徒指導部・管理職に報告する。

※記録の要点 5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）

校長は速やかに「緊急いじめ対策委員会」を設置し、事実確認調査・情報収集・情報提供・対応の検討を行う。

③学校生活（いじめ）アンケートの実施

アンケートは発見の手立ての一つであると認識した上で、毎月学校生活（いじめ）アンケートを実施する。

さらに、学校生活アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、面談を行う。学校生活アンケートは、学年間で見合い、学年間での共通理解を計る。

④教育相談の充実

教職員と児童との信頼関係を形成するために、日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境をつくる。また、学校生活アンケート直後などに適宜面談を行う。

⑤たよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発

学校だよりやホームページにより、戸頭小の「いじめ防止基本方針」を周知し、保護者や地域の人々の啓発を行うとともに、いじめを見聞きしたときの相談窓口を周知する。

⑥いじめの相談・通報窓口について

いじめにかかる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。

◎学校におけるいじめの相談・通報窓口

教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談主任、養護教諭

Tel 0 2 9 7 - 7 8 - 1 1 0 7

E-mail togashira@city.toride.ed.jp

◎学校以外はいじめの相談・通報窓口

○取手市立教育総合支援センター（取手市教育委員会）

方法：電話やメール、来所、家庭訪問等による相談活動

住所：取手市戸頭 8 - 1 0 - 1

・教育相談 Tel 6 3 - 4 7 5 5 月・水・金 9：00～19：30

火・木 9：00～16：30

・適応指導教室「ひまわりルーム」 Tel 6 3 - 4 7 5 6 10：00～15：00

・いじめ対策推進室 Tel 6 3 - 2 5 3 7 月・水・金 9：00～19：30

火・木 9：00～16：30

○いじめ・体罰解消サポートセンター（茨城県県南教育事務所内）

方法：電話、Eメール、ホームページへの書き込み、面接

Tel 0 2 9 - 8 2 3 - 6 7 7 0

<https://www.edu.pref.ibaraki.jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index.htm>

電話・面接 火・木・金 9:00~18:30 月・水 9:00~16:30

Eメール、ホームページへの書き込みは24時間

○子どもホットライン（茨城県教育委員会）

方法：電話、FAX、Eメール

Tel 0 2 9 - 2 2 1 - 8 1 8 1 FAX 0 2 9 - 3 0 2 - 2 1 6 6

<http://www.edu.pref.ibaraki.jp/board/kodomo/>

電話、FAX、Eメールともに24時間(12/29～1/3を除く)

○教育・子育て電話相談（茨城県）

方法：電話、FAX、Eメール、面接（要予約）

TEL 0 2 9 - 2 2 5 - 7 8 3 0 FAX 0 2 9 - 3 0 2 - 2 1 6 1

<http://www.mito7830.gakusyu.ibk.ed.jp/>

電話：9：00～24：00(12/29～1/3を除く)

FAX、Eメールは24時間

○子どもの教育相談（茨城県教育研修センター）

方法：電話、面接（要予約）

TEL 0 2 9 6 - 7 8 - 2 3 3 3

9：00～16：30（土日、祝日 12/29～1/3を除く）

○生徒指導相談室（茨城県県南教育事務所）

方法：電話、面接

TEL 0 2 9 - 8 2 3 - 6 7 7 0（県南教育事務所）

火・木・金 9：00～18：30 月・水 9：00～16：30

⑦家庭及び地域との連携

急に口数が少なくなったりふさぎ込むようになったり、家庭で気になる様子があったら、躊躇せずに学校に連絡をもらえるよう呼びかけるとともに、地域での子どもの様子で気になることがあった時は情報を寄せてもらえるよう、ホームページや学校だよりで周知する。

【呼びかけ例】

「保護者の皆様をお願いします。

お子さんの様子を見られて、いじめにあっているかもしれないと思われた時には、どうか遠慮せず、学校か上記相談機関に相談をしてください。」

「地域の皆様をお願いします。

いじめが発生したり、その兆候が見られたりするの、学校だけとは限りません。地域で出会う子ども達の様子を見られて、いつもと違うな、おかしいなという感じが感じられたときには、詳細が分からなくても結構です。学校か、上記相談機関にご一報ください。」

⑧関係諸機関との連携

所轄警察及び市子育て支援課と児童の情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話合いの機会をもつ。

⑨いじめ問題に対する研修の充実

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する職員の資質向上を図る。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

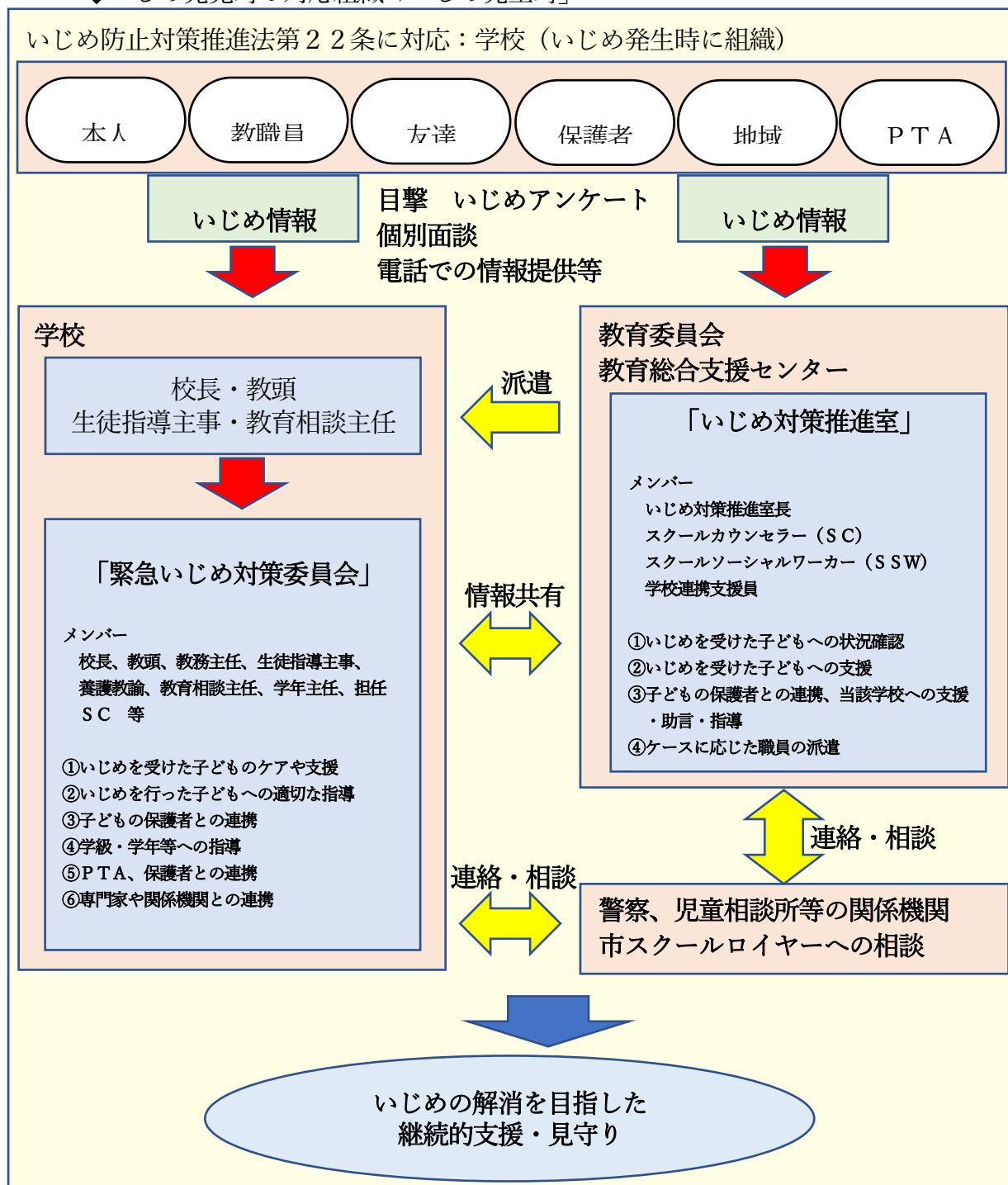
いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会へ

の連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）

◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」



②いじめへの早期対応（問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応する）

ア 正確な実態把握

- ・当事者双方や周りの子どもから情報収集を行い、いじめの事実確認等を行う。
- ・関係教職員と情報を共有し、事案について共通理解する。
- ・一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握するよう心がける。
- ・該当児童の聞き取り、または保護者の対応については、2名以上で行う。

イ 指導体制、方針の決定

- ・教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする。
- ・問題を把握したら一人で抱え込まず、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担（生徒指導部会・・・調査班、教育相談部会・・・対応班）で対応する。
- ・教育委員会、関係機関との連絡調整を密に行う。（報告・連絡・相談の徹底）

ウ 子どもへの指導・支援

- ・いじめられた子どもの保護に努め、心配や不安を取り除く。
- ・いじめた子どもに対して、相手の苦しみや痛みに寄り添った指導を十分に行うとともに、「いじめは決して許される行為ではない。」という人権意識を持たせる。

エ 保護者との連携

- ・いじめ解消のための具体的な対策について丁寧に説明する。
- ・保護者の協力を求め、学校との指導連携について十分に理解を得る。

オ いじめ発生後の対応

- ・継続的に指導・支援を行う（経過観察）。
- ・子どもと親の相談員、スクールカウンセラー等を活用して、子どもの心のケアに努める。
- ・心の教育、命の教育の充実を図り、誰もが大切にされる学級経営を行う。

カ 全体指導計画の作成と実践的な校内研修の実施

- ・児童理解に関する研修、指導援助のあり方に関する研修を実施する。
- ・各分掌の役割を明確化し、日常的な取組を実施する。

キ インターネットを通じてのいじめが行われていた場合の対応

児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行い、削除ができない場合にはプロバイダに削除を求めるなど、関係機関への相談、協力を求める。

③重大事態と判断されるいじめへの対応

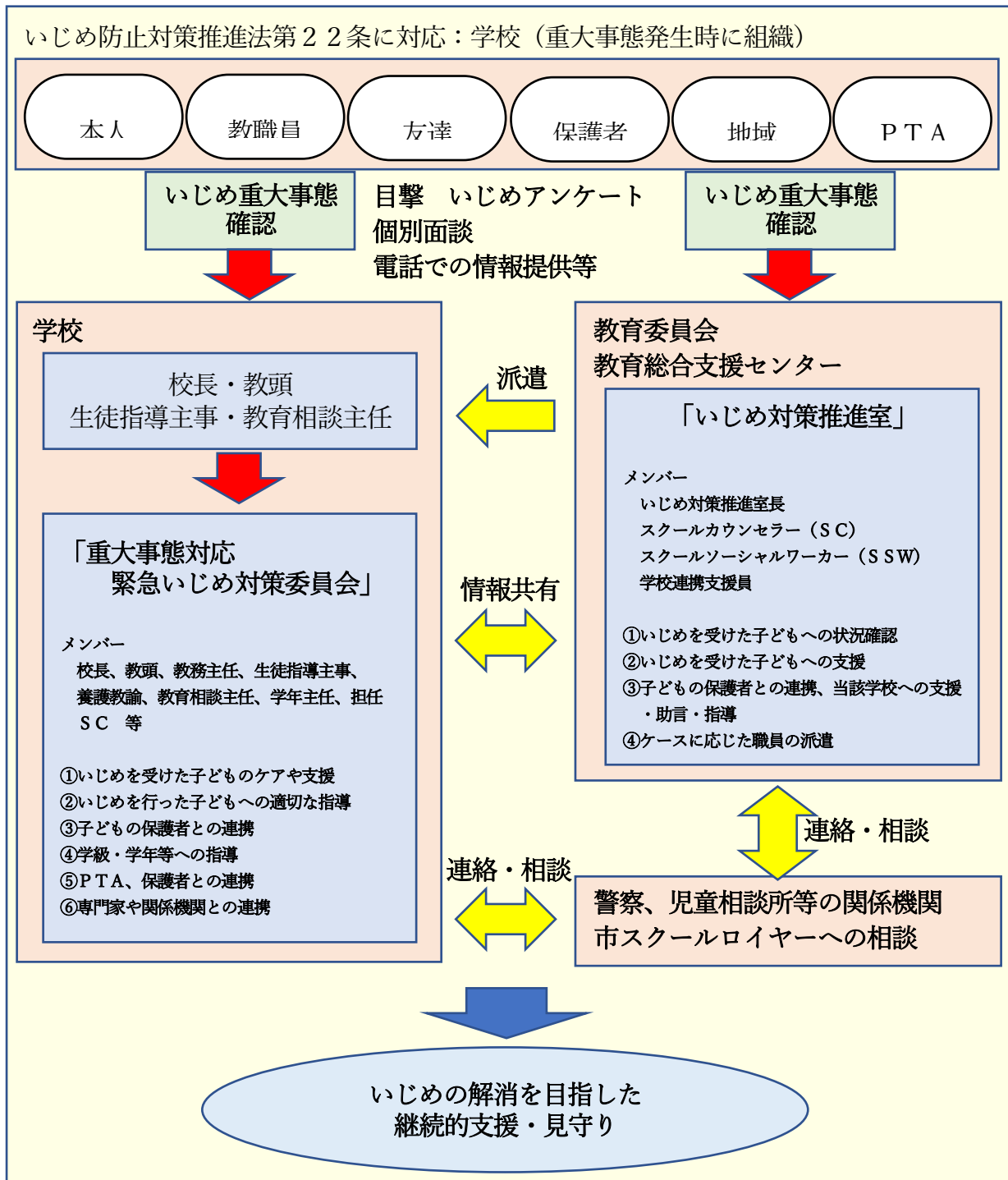
いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に
 大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
 いがある場合、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場
 合、次の対応を行う。

重
 疑
 合

ア 重大事態が発生した旨を、取手市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時」



※重大事態が発覚した時点で、「重大事態対応 緊急いじめ対策委員会」を立ち上げ、組織的に対応する。同時に、一般児童等の心のケア等を行い、全校児童の不安を解消させる。

げ、
安を

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 教育相談部会においては、加害児童、被害児童が抱える問題を解決するため、チームでそれぞれの面談を行い、双方への今後の対応を考える。また、関係す

る児童（同学年の児童）などへの対応も考える。

オ 生徒指導部会においては、いじめの起きた因果関係を調べ、原因究明と今後同じようないじめが起きないための環境作りについて考える。

カ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

キ いじめを行った児童・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

ク いじめの周辺にいる児童や教職員の心のケアに配慮する。必要に応じて、スクールカウンセラー緊急派遣等、市教育委員会と相談し活用する。

4 その他の重要事項

○取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・いじめの早期発見・対応に関する取組について